

# 監査報告書

学校法人 秋草学園  
理事会 御中

令和 2 年 6 月 5 日

監事 岡林 隆



監事 武藤 薫



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）における学校法人秋草学園の業務及び財産の状況を監査の結果、いずれも不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

以上